

速記録

大戸川ダム建設事業の 関係地方公共団体からなる検討の場 (第1回及び第3回幹事会)

日 時 平成28年2月8日(月)

午前10時00分 開会

午前10時59分 閉会

場 所 大阪合同庁舎第1号館 第1別館2階大会議室

[午前10時00分 開会]

1. 開会

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 ○○）

本日は、皆様ご多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。これより、第1回大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場、及び第3回幹事会を開催いたします。

初めに、検討主体である国土交通省近畿地方整備局長の○○からご挨拶を申し上げます。

1. 挨拶

○近畿地方整備局 局長（○○）

皆さん、おはようございます。本日は、検討の場の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ご参集の皆様方におかれましては、平素から地方整備局が行っておりますさまざまな所管の行政の推進に当たりまして、ご理解、ご協力を賜りますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

大戸川ダムの事業の検証につきましては、平成23年1月に第1回幹事会の開催をさせていただきましたけれども、その後、複数の治水対策案の立案など、検証作業を進めてきたところでございますが、淀川水系は非常に流域が広く、複数の府県さんに跨っているということもございまして、検討に時間を要しております。また、平成25年9月の台風18号、これは非常に大きな出水でございました。このことから、この出水状況の照査などに時間が掛かりまして、平成27年10月に第2回の幹事会におきまして、治水対策案の立案、抽出、ダム事業の点検について議論をいただいたというところでございます。

本日は、第2回の幹事会以降のパブリックコメントの実施結果やその意見、評価軸ごとの評価、それから、総合的な評価（案）についてご意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。今日の会議は、検討主体でございます近畿地方整備局が、対応方針（案）をまとめていく上で大変重要な機会と考えておりますので、忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 ○○）

では、本日の出席者をご紹介します。

検討の場の構成員の方々を、席順向かって左側よりご紹介させていただきます。

守口市長代理、下水道部長、〇〇様。

○守口市長代理（下水道部長 〇〇）

〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 〇〇）

大阪府知事代理、都市整備部技監、〇〇様。

○大阪府知事代理（都市整備部技監 〇〇）

〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 〇〇）

大津市長代理、副市長、〇〇様。

○大津市長代理（副市長 〇〇）

〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 〇〇）

滋賀県知事、〇〇様。

○滋賀県知事（〇〇）

はい、〇〇です。よろしくお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 〇〇）

甲賀市長代理、副市長、〇〇様。

○甲賀市長代理（副市長 〇〇）

〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 〇〇）

京都府知事代理、建設交通部長、〇〇様。

○京都府知事代理（建設交通部長 〇〇）

〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 〇〇）

宇治市長代理、理事、〇〇様。

○宇治市長代理（理事 〇〇）

〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 〇〇）

国土交通省近畿地方整備局長、〇〇です。

○近畿地方整備局 局長（〇〇）

よろしく申し上げます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川計画課長 〇〇）

なお、幹事会の構成員の皆様におかれましては、資料として付けております出席者名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。ご了承ください。

ここで、関係報道機関の方々にお願いがございます。撮影は以上までとさせていただきます。以後の撮影はご遠慮願います。

説明に入ります前に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元に、議事次第、座席表、出席者名簿、規約、資料－１から９まで、並びに参考資料－１から４となっております。なお、資料－８の報告書（素案）は、非常に分厚い資料となっておりますので、傍聴の皆様には資料－７としてその骨子をお配りしております。なお、この会議の資料は、当局のホームページにも、会議終了後、速やかに掲載することとしております。資料に不足がございましたらお知らせください。

それでは、これからの進行につきまして、〇〇河川部長、よろしくお願いたします。

○近畿地方整備局 河川部長（〇〇）

それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。まず、議事次第の２．大戸川ダム建設事業の概要、３．大戸川ダム建設事業の検証に係る検討状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

２．大戸川ダム建設事業の概要

３．大戸川ダム建設事業の検証に係る検討状況

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官 〇〇）

事務局をしております、近畿地方整備局河川調査官の〇〇でございます。私の方から説明資料－１、２を用いまして説明をさせていただきます。

まずは、説明資料－１の１ページでございますけれども、大戸川ダム建設事業位置図を付けさせていただきます。

２ページをご覧いただきたいと思います。大戸川ダムの概要でございますけれども、洪水調節を目的としているダムでございます。諸元等につきましては記載のとおりでございます。詳細の説明については、資料の方をご覧いただきたいと思います。

続きまして、資料3ページには、これまでの経緯等を記載させていただいております。この中で、平成21年3月のところ、「淀川水系河川整備計画」策定とありますけれども、この大戸川ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら、実施時期を検討するとさせていただいているところがございますが、このダム検証については、全国統一のルールに則って検証するという扱いにさせていただいております。

資料の最終ページ、5ページでございますけれども、現在地元の状況としましては、移転等については全て完了してございますけれども、付替県道大津信楽線の事業を実施しているという状況でございます。事業の状況については以上でございます。

続けて、説明資料-2をご覧くださいと思います。この、大戸川ダムの建設事業の検証に係る検討状況ということで、資料の右下2ページをご覧くださいと思います。これまでの幹事会及び本日の検討の場での実施の内容について整理をさせていただいております。本日は冒頭でも整備局長の方からお話をさせていただきました、パブリックコメントの実施結果、治水対策案の検討の結果、そして総合的な評価（案）についてご説明をして審議をさせていただくこととしております。昨年10月に開催した第2回の幹事会において、治水対策案の検討ということで、複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出を行っております。本日の検討とも関係するところがございますので、説明をさせていただきます。

資料に、参考資料-2というのがございます。10月の幹事会においてお示しさせていただいた資料でございますので、この参考資料-2、こちらをご覧くださいと思います。概略評価による治水対策案の抽出ということで、10月の幹事会においてこの資料を用いまして、治水対策案の抽出をさせていただきました。

資料をめくっていただいて、パワーポイントの下のページ番号3というところから見ていただきたいと思いますが、ダム案以外の治水対策案ということで、まずは、立案をいたしております。淀川流域で適応可能なものということで、3ページのところには、河道改修を中心とした対策案ということで、河道の掘削、引堤、それから堤防の嵩上げ全区間ということで、それぞれ立案をさせていただきました。河道改修を中心とした対策案として3案でございます。

それから、次の4ページでございますけれども、大規模治水施設による対策案ということで、放水路+河道の掘削という案。それから、遊水地（大戸川沿川）+河道掘削という

案の2案を立案させていただいております。

それから、その下の5ページでございますけれども、既存ストックを有効活用した対策案ということで、3つでございます。既設ダムの嵩上げということで、桂川筋にあります日吉ダム、それから高山ダム、室生ダム、比奈知ダムの木津川筋にある3ダムの嵩上げをし、それに河道掘削を組み合わせるという案。それからその下ですけれども、既設ダムということで、そのうちの2ダムを嵩上げをし河道掘削を組み合わせるという案。そして、利水容量の買い上げということで、4ダムについて、嵩上げではなくて、利水容量買い上げをした上で、河道掘削を組み合わせる案ということで、3案を立案させていただきました。

6ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、流域を中心とした対策案ということで、2案立案をさせていただいております。雨水貯留施設と雨水浸透施設、それから水田等の保全を行った上で、河道掘削と利水容量の買い上げを組み合わせ対応する案。それから、最後ですけれども、雨水貯留施設と雨水浸透施設の整備をしまして、河道掘削と利水容量の買い上げを組み合わせるという案、全部で10案について立案をさせていただきました。

その立案した案につきまして、資料30ページからでございますけれども、それぞれのグループの中からコスト等を比較して、抽出をするということをさせていただいております。河道改修を中心とした対策案としましては、コスト等を比較して最も安価である河道の掘削をする案というのを抽出させていただいております。

それからその下、31ページでございますけれども、大規模治水施設による対策案ということで、これについてもコスト等を比較をすることで、放水路+河道掘削をする案ということで、抽出をさせていただいております。

32ページでございます。既存ストックを活用した対策案ということで、これについてもコスト等比較をした上で、既設ダムの嵩上げ+河道掘削、及び、利水容量の買い上げ+河道掘削の2案を抽出させていただきました。

最後、33ページでございますけれども、流域を中心とした対策案につきましては、コスト等に大きな差がないということで、2案そのまま抽出をするという形にさせていただいております。

そして、最後34ページでございます。、ご説明をさせていただいた6案について、大戸川ダム以外の案ということで抽出をさせていただいて、これについてパブリックコメントを掛けさせていただいたというところでございます。

ここが前回までの幹事会での議論の状況ということでございます。説明の方一旦これで切らせていただきます。

○近畿地方整備局 河川部長（〇〇）

それでは、大戸川ダム建設事業の概要と大戸川ダム建設事業の検証に係る検討状況について、質問、またはご意見などございましたらご発言をお願いします。

～ 出席者からの発言なし ～

それでは、続きまして、議事次第、4. 大戸川ダム建設事業の検証に係る検討の内容につきまして、まず、（1）治水対策案のパブリックコメント結果、（2）パブリックコメントを踏まえた治水対策案の追加について、説明をお願いします。

4. 大戸川ダム建設事業の検証に係る検討の内容

（1）治水対策案のパブリックコメント結果

（2）パブリックコメントを踏まえた治水対策案の追加

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 〇〇）

パブリックコメントの結果について、資料－3を用いまして説明させていただきます。

資料－3の1ページをご覧いただきたいと思います。10月の幹事会で抽出をしました治水対策案等について、パブリックコメントを実施させていただいております。意見の募集の期間、昨年11月5日から12月4日まで1カ月間ということで、郵送、ファクス、電子メール等の方法によって募集をいたしました。その下、意見募集結果の概要でございますけれども、意見としては16名。個人15名、団体等1団体からご意見をいただいております。

その中で具体的な対策案として3件の意見をいただいております。その他16名の皆様から意見をいただいた内容につきまして、できるだけわかりやすくという観点から、寄せられた意見について論点等体系化をして整理をさせていただきまして、その論点ごとに検討主体である整備局の考え方をお示しするという形で、次のページ以降に全体を整理させていただきます。それぞれの意見について、ご確認いただければと思います。ここでは、具体的な治水対策案ということで、提案をいただきました3件について、次の資料を使って説明をさせていただきます。

資料－4をご覧いただきたいと思います。3件について1件ずつ順番に説明をさせていただきます。

まず1つ目です。パブリックコメントにおける意見といたしまして、環境面を考慮する

と、新規遊水地という案がよいのではないかというご意見をいただいております。これにつきましては、先ほどご説明をした第2回幹事会の中で大規模治水施設による対策案ということで、新規の遊水地+河道掘削、それから新規の放水路+河道掘削をコスト比較をしまして、有利である放水路+河道掘削の案を抽出するというにさせていただいておりますけれども、パブリックコメントにおいて意見をいただいたということも踏まえまして、新規遊水地+河道掘削の案を抽出させていただいております。

その下、次の意見でございますけれども、現瀬田川洗堰を大戸川瀬田川の合流点より下流に移設をすると。この新堰の建設によって、大戸川ダムは不要、天ヶ瀬ダムの予備放流も不要、それから、天ヶ瀬ダムの残流域の流量調節も天ヶ瀬ダムのサーチャージ容量1,000万 m^3 によって行うというようなご提案をいただいております。このご意見を踏まえまして、大戸川と瀬田川の合流点よりも下流に現瀬田川洗堰の位置を変更すると。それから、その新堰の高さについては、琵琶湖水位1.4m等を踏まえまして設定をするということにさせていただきまして、瀬田川新堰+河道掘削の案ということで、立案するというにさせていただいております。

2ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、具体的な対策案としての提案、3点目でございます。淀川については、既設ダムの活用可能な利水容量の活用で流量のカットを図り、目標流量に対して不足し、計画高水位を超える区間については、感潮区間の堤防並のコンクリート堤防で堤防強化することで対応する。大戸川については河道の掘削で対応するというご提案をいただいております。この提案につきましては、活用可能な利水容量につきましては、日吉ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダムを活用するという。それから、計画高水位を超える区間についてはコンクリート堤防による堤防強化で対応すること、これにつきましては、一定の洪水を安全に流すという意味において、技術的に確立されていないということで、これに代わりまして、堤防の嵩上げという形にさせていただくと。そして、大戸川については河道の掘削を組み合わせるという案で立案するというにさせていただいております。

なお、この堤防強化につきましては、パブリックコメントの中でも堤防天端までの堤防補強を実施すべきである等の意見をいただいております。これにつきましては、河川管理者としましても、一定規模の洪水を安全に流す対策とは別に、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすように堤防構造を工夫する対策ということで、これについて検討していくということ、パブリックコメントの検討主体の考え方の中でも記

載をさせていただいているところがございます。

先ほど、パブリックコメントとして3件ご提案のありました案について、3ページ以降に具体的な対策の内容、概要、位置図等について記載をさせていただいております。

9ページをご確認いただきたいと思います。この赤印で囲っているところが、今回のパブリックコメントで新たにご提案をいただいた対策案でございますけれども、この中で、遊水地+河道掘削の案につきましては先ほどご説明をしたとおりでございます。ご提案を踏まえて抽出の案ということにさせていただきたいと思います。それから、瀬田川新堰+河道掘削の案でございますけれども、コスト等を考えると、もともと抽出をしていた放水路+河道掘削、あるいは新規の遊水地+河道の掘削よりも安価であるということがございますので、これについても抽出をするということにさせていただきます。それから、ご提案をいただいた最後、利水容量の買い上げ+堤防の嵩上げということでございますけれども、コスト的にその上の丸印を付けている既設ダムの嵩上げ+河道の掘削、あるいは利水容量の買い上げ+河道の掘削よりもコスト的に不利ということがございますので、この案については、抽出から外すということにさせていただきます。

次のページをご覧くださいと思います。パブリックコメントを踏まえて抽出ということで追加をした2案を含めて、現行ダム案等9案について、この後ご説明をさせていただきます評価軸ごとの評価を行うこととさせていただくことにいたしました。パブリックコメント等を踏まえた対応についての説明は、ここで一旦切らせていただきます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

それでは、治水対策案のパブリックコメント結果と、それからパブリックコメントを踏まえた治水対策案の追加について、質問またはご意見などがございましたら、ご発言をお願いいたします。

滋賀県さん、お願いします。

○滋賀県 土木交通部長代理（土木交通部 流域政策局長 ○○）

滋賀県でございます。

今回、新たにパブリックコメントの結果を受けてご提案いただきました代替案の中で、瀬田川の新堰案について滋賀県として意見を述べさせていただきたいと思います。

主に、大きくは2点ございます。一つは、琵琶湖沿岸の治水というものでございます。大戸川の下流に新たに新堰を造るということで、従来と異なりまして大戸川の洪水が琵琶湖の水位に影響を及ぼすということが考えられます。従来の琵琶湖の流域面積に大戸川の

流域面積が新たに加わるということになりますと、当然、その水位操作を、またいろいろとご検討いただくということになると思いますが、想定外の雨が降ったときなどには、琵琶湖の治水に大きな影響を及ぼすと、琵琶湖の水位が上昇しまして琵琶湖の水位に悪影響に及ぼすということが懸念されます。

また、瀬田川新堰の直上流から大戸川が流入しますので、大戸川から流出した土砂が、今現状でも瀬田川砂防等で土砂がかなり抑えられているのですが、いまだに土砂がかなり出てきておりますので、そのことで瀬田川の疎通能力が低下し、洪水時に琵琶湖からの放流量に影響を及ぼして、琵琶湖沿岸の治水に悪影響を及ぼすということも懸念されるところでございます。

もう一点は、環境の視点からでございます。今回、瀬田川新堰については、大雨が予測される場合には、事前放流という形であらかじめ琵琶湖の水位を下げるという形で、大戸川の治水容量を確保されるというふうに理解させていただいているのですが、そのことによりまして、琵琶湖の水位が今の制限水位よりさらに下がってくると、もし、そのことで、例えば魚類の産卵場所になっています琵琶湖の周辺の水際の生態系とか、そういうものに影響を及ぼすことも考えられます。また、万が一、予測していた雨が降らなかった場合には、事前放流分が、さらに琵琶湖の水位を低下させるということにもつながりかねませんので、琵琶湖の水草とか、そういった繁茂の状況にも影響を及ぼすのではないかという心配がございます。また、大戸川の河口部においては、瀬田川新堰によりほぼ常時湛水状態になりますので、従来とは異なった環境になるということで、大戸川河口部の水質や生態系にも影響を及ぼすのではないかなど。

そういった主に2点、こういった懸念があるかなということで意見を述べさせていただきました。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

ありがとうございました。それでは、まず今の、滋賀県さんからいただきましたご意見に対して事務局の方から回答させていただきます。

○京都府知事代理（建設交通部 建設交通部長 ○○）

ちょっと質問がありまして、よろしゅうございますか。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

これの関連ですか。

○京都府知事代理（建設交通部 建設交通部長 ○○）

はい、今のこの資料の関連で。利水容量の買い上げというのが案にあるのですが、こういうことって、費用で出してますけど、こんなことが容易に可能なのですか。その辺をちよつと。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

では、2つご意見、ご質問をいただきましたので、順番に事務局より回答いたします。まず、滋賀県さんからいただきましたことについてお願いします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官 ○○）

滋賀県さんの方から、瀬田川洗堰の場所を移設して、新堰ということで、瀬田川と大戸川の合流点、下流に移設する案についてご意見をいただいております。1つは、琵琶湖沿岸の治水上の懸念ということと、もうひとつは環境上の懸念ということだったと思います。治水上の懸念につきましては、瀬田川新堰を大戸川との合流点、下流に移設するというところで、大戸川流域そのものを琵琶湖の中に流入させるということでございますので、大戸川から流出してくる分が、そのまま琵琶湖の水位にも影響するということになりますので、その分の琵琶湖沿岸の浸水リスクがあるということになります。それを解消するために、洪水が来る、大雨が降るということになると、その分の琵琶湖の水位を予め下げるといようなことをセットで考える必要が出てきます。これを事前放流と言わせていただけてますけれども、これも一緒に考える必要があるということでございます。ただ、大戸川沿岸から流入してくるボリューム等を考えると、その事前放流が、実際雨が降る一日以上前から実施をしなければならないということになりますので、それが、果たして本当に正確な予測のもとで放流ができるのかどうかなどの課題が出てくると思います。

一方で、安全側に考えて、とにかく放流するというにしましたとして、実際に雨が降らないと、利水上のリスクの方にはね返るといことで、実際に琵琶湖の水位が戻らなくて、下流の水利用に影響が出るというようなリスクもございます。そういう意味で、事前放流するための予測精度の向上というのが、今の技術上、本当にできるのかどうかといような課題は、確かにあると思います。

その瀬田川への土砂の堆積についても検討課題としてあると思います。これらの点については、評価軸ごとの評価の中の、実現性のところで記載をさせていただきました。

それから、環境についても同じでございます。大雨が降るとい予測が出れば、事前放流によって人為的に琵琶湖の水位を下げるということになりますので、それが魚類等の生息、あるいは産卵環境に影響を及ぼすといような懸念もあるといことで、それをご指

摘のとおりかと考えてございます。これについては、評価軸ごとの評価の中で、環境への影響というところに記載をさせていただいておまして、ご指摘の点については、事務局としても認識しているところでございます。

それから、京都府さんからご質問のありました、利水容量の活用についてでございます。第2回幹事会の中でもご説明させていただきましたが、利水容量の活用については、活用の可能性がある利水容量はどのくらいあるかというようなことを、幹事会で議論を始めるに際して、各関係府県、利水者さんの方に意見照会をさせていただいて、その可能性のある容量というのはまず掴んでおります。その可能性を前提として、この立案をさせていただいているということでございます。

ただし、本当に実際に活用可能かどうかということについては、利水者さんの合意も必要だということで、この合意のための議論というのは別途必要だと考えてございます。これらを本当に詰めていくとなると、これまでの例でも、相当の時間を要するというところがございますので、この点については、評価軸ごとの評価の中の、事業の完了の期間のところにコメントとして記載するというところにさせていただいております。

以上でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

滋賀県さん、京都府さん、よろしゅうございますか。

それでは、他にございましたらお願いします。

それでは続きまして、議事次第の（３）治水対策案の評価軸ごとの評価、（４）総合的な評価（案）について説明をお願いします。

（３）治水対策案の評価軸ごとの評価

（４）総合的な評価（案）

○事務局（近畿地方整備局 河川部河川調査官 ○○）

治水対策案の評価軸ごとの評価ということで、資料－５をもちまして説明をさせていただきます。

１ページをご覧いただきたいと思います。大戸川ダムを含む対策案と、資料－４までの説明をさせていただいた概略評価によって、後のパブリックコメントを踏まえて抽出をした８案につきまして、検証の実施要領細目に基づきまして７つの評価軸に基づいて評価をさせていただきました。大戸川ダム（案）を含む対策案と８案について、それぞれ単独案、

また組み合わせの案がありまして、呼び名が長いので、この説明以降、この1ページの右側に、対策案の略称と書いていますが、9つの案についてこの呼び方をするとということにさせていただきます。

2ページをご覧いただきたいと思います。9つの対策案について、7つの評価軸による評価ということをさせていただくわけですが、7つの評価軸とは、この2ページの左側にあります7つ、安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、それから地域社会への影響、環境への影響、この7つでございます。その7つの評価軸について、その横、評価の考え方ということで、それぞれ視点が少し細かく記載がされていますけれども、21の項目に小分類をさせていただいております。この21項目について、それぞれ定量的に評価できるものは定量的、定量的に評価が不可能なものは定性的にということで、細かい評価をさせていただくということで、その評価の内容について、次のページ以降に、非常に表が細かくなっていますけれども記載をさせていただいております。

抽出した8つの対策案と大戸川ダム案について、2ページの評価の考え方に記載されている21の項目について、それぞれ記載をしているというのが3ページ以降でございます。

21項目の中で、評価の考え方、主な項目の概要についてポイントを説明させていただきます。1つ目、安全度の中の、河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるかということでございます。これにつきましては、河川整備計画レベルの目標に対しては、大戸川ダム案及び抽出をした8案ともに、全ての案について、河川整備計画で想定している目標流量を安全に流すことができるという結果になってございます。それから、同じ安全度の中の、目標を上回る洪水等が発生した場合に、どのような状態になるかということでございます。これについては、河川整備計画の目標より大きい100分の1、あるいは長期計画である河川整備基本方針レベル、それから、河川整備基本方針より大きな洪水等が発生した場合の状況はどうなるかということをシミュレーションさせていただいて、その結果について数値をもって整理をさせていただいておりますが、河川整備計画の目標を上回る洪水においても、淀川本川、宇治川、大戸川、それぞれについて、各々の対策で、水位低下効果というものはありますけれども、その各河川で計画高水位を超える区間については、いずれの案についても有意な差というは見られない状況になってございます。それから、同じ安全度の中の評価の考え方、段階的にどのように安全度が確保されていくのかということでございます。10年後に整備が完了しているのか、20年後に整備が完了しているのかという視点で、それぞれの案について検討させていただきました。その結果、10年後に完

完全に効果を発現している案というものがございまして、20年後に完全に効果を発現していると想定される案については、「大戸川ダム案」、「瀬田川新堰案」、「既設ダムのかさ上げ案」、「利水容量買い上げ案」、「流域を中心とした対策案（水田等の保全あり）」のもの、それから同じく「流域を中心とした対策案（水田等の保全なし）」の案であるということでございます。これらについては、代替案の工期がどうかということですが、特に河道の掘削が、この工期に大きく影響しているということございまして、主な工事の内容、それから日施工量を算定しまして、その日施工量をベースにして河道掘削等がこの期間で終わるかどうかなどということを検討させていただいております。「河道の掘削案」、それから「放水路案」については、淀川本川で河道掘削が20年間では未了という検討結果になっております。「遊水地案」についても遊水地の工事の掘削というのが未了ということになってございます。

それから評価軸の2つ目、コストでございます。完成までに要する費用はどのくらいかということでございますけれども、完成までに要する費用において、最も安価なのは「大戸川ダム案」で3,510億円ということになります。このうち、大戸川ダムの残事業費は478億円ということでございます。ついで、「瀬田川新堰案」は3,820億円ということでございます。

評価軸の3つ目、実現性でございます。その中の技術上の観点から実現性の見通しはどうかということでございますけれども、「瀬田川新堰案」については、先ほど治水と環境の面でご指摘がございましたけれども、ご説明をさせていただいたような内容について、評価軸の評価の中で記載をさせていただいております。

持続性、柔軟性、地域社会への影響、それから環境への影響については、評価の考え方に基いて、表の中で記載をさせていただいておりますけれども、特に個々の項目を抜き出してご説明をさせていただくような有意な差というのはないということでございます。

非常に細かいのでポイントを説明させていただきましたけれども、評価軸ごとの評価の結果、以上のようなこととなります。

資料-6をご覧くださいと思いますけれども、このような評価軸ごとの評価を踏まえました、総合的な評価（案）についてでございます。

目的別の総合評価、大戸川ダムについては洪水調節のみとなっておりますけれども、これについて説明をさせていただきたいと思っております。9つの案について7つの評価軸ごとの評価は、先ほどご説明をさせていただきましたとおりでございます。

ダム事業の検証に係る検証に関する再評価実施要領細目に示されております総合的な評価の考え方、i) 目的別総合評価に基づきまして、目的別の総合評価を行ってございます。その案が1ページの四角囲いでございます。

1) 一定の「安全度」（河川整備計画の目標）を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「大戸川ダム案」である。目標を上回る洪水が発生した場合の「安全度」においては、いずれの案も有意な差はみられない。2) 時間的な観点から見た実現性として、10年後に完全に効果を発現している案はなく、20年後に完全に効果を発現していると想定される案は「大戸川ダム案」、「瀬田川新堰案」、「既設ダムの嵩上げ案」、「治水容量買い上げ案」、「流域を中心とした対策案（水田等の保全あり）」、「流域を中心とした対策案（水田との保全なし）」である。3) 「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、上の1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、洪水調節において最も有利な案は「大戸川ダム案」であるとさせていただきます。

2ページをご覧いただきたいと思います。目的別の評価を踏まえた総合的な評価について記載をさせていただきます。先ほど、1ページ、ご説明しましたように、上の四角囲いですが、洪水調節について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は、「大戸川ダム案」であると。大戸川ダムは、洪水調節のみを目的とする洪水調節専用ダムであることから、目的別の総合評価（洪水調節）の結果を踏まえ、総合的な評価の結果とするということで、総合的な評価の結果として、最も有利な案は「大戸川ダム案」であるとさせていただきます。なお、大戸川ダムについては、淀川水系河川整備計画において、「ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」とさせていただいているところでございます。

最後のページには、ご説明をした総合評価についての実施要領細目の抜粋を付けさせていただきます。総合的な評価の案についての説明は以上でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

それでは、ただ今の説明について、質問またはご意見などございましたらご発言をお願いします。

それでは、滋賀県さん、お願いします。

○滋賀県知事（○○）

お疲れさまでございます。滋賀県知事の○○です。

今、総合的な評価案を伺いました。大きく4点申し上げます。

1点目は、大戸川ダムは、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のあるダムとされているところですが、大戸川沿川への効果も認められますことから、長年にわたり水害に苦しまれておられます関係市や地域の意向が重要であるというふうに考えます。

2点目です。この、今伺いました総合的な評価（案）に対しましてですが、検討主体である国、近畿地方整備局がダム検証の手續に則って、予断なく検証された結果と考えます。一方で、自然環境への影響が懸念されますので、これについて十分ご検討いただきたいと存じます。その中で環境負荷の低減に寄与する面から、小水力発電などの自然エネルギーの利用について、今後ご配慮、ご協力いただきたいと存じます。

また、大戸川ダムが建設された場合、一定の治水効果が期待できますが、計画規模を上回る洪水時には一部浸水が発生し、施設だけでは守り切れない事態も想定されます。国におかれましても、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える、いわゆる「水防災意識社会の再構築ビジョン」として、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進することとされておられます。私どもの、「しがの流域治水」においても同様の方向性でございまして、大戸川においても、本県と連携した取り組みをお願いしたいと存じます。

3点目。河川整備計画に関してでございます。大戸川ダムに関しましては、これまで4府県知事合意に基づき意見を述べてきたところございまして、説明資料にありますように、「ダム本体工事については実施時期を検討する」とされたところでございます。ダム本体工事着工に当たりましては、河川整備計画の変更が必要でありますことから、その際には、あらためて本県の意見を聴くこととされたいと存じます。

4点目。生活再建工事に関してでございますが、生活再建工事としての県道大津信楽線の付替工事については、引き続き早期完成に向け推進していただきたい。

以上でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

ありがとうございました。他にご意見等ございましたらお願いします。

それでは、大阪府さん、ご意見お願いします。

○大阪府知事代理（都市整備部 技監 ○○）

大阪府でございます。

大阪府域におきましては、幸いにも、近年淀川本川が溢れるような大きな被害は発生し

ておりません。これもひとえに上流の皆様方のご協力を得て治水対策が進められてきたおかげと認識しておりまして、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

しかしながら、昨年の鬼怒川の災害をはじめ、近年の水害が多発・激甚化している傾向を見ますと、やはり安全・安心のための治水対策をしっかりと進めていく必要があるだろうと考えております。

淀川流域におきましても、先ほどもお話にありましたように、平成25年の台風18号などの水害が発生しておりまして、大戸川ダムについては検証が進められてきたこと、並びに、ただいま総合評価が示されたということは、一步前進であるというふうに受け止めております。

本日出されました意見を踏まえまして、早期に結果をとりまとめていただくようお願いいたします。ただし、先ほど滋賀県知事さんもおっしゃいましたけれども、これまでも申し上げて参りましたが、事業の実施につきましては、優先順位を十分ご検討の上、あらためて関係自治体の意見を聴いていただければと考えております。

以上でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

ありがとうございました。

それでは、他にご意見ございませんでしょうか。京都府さん、お願いします。

○京都府知事代理（建設交通部 建設交通部長 ○○）

京都府でございます。知事から意見を預かって参りました。

大戸川ダムは、滋賀県とか大阪府には効果があるということは理解しているのですが、前回のこの会議の場でも意見を申し上げさせてもらったように、京都府内において大戸川ダムの治水効果がどれくらいあるかということについて、近年の気候とか気象条件などの変化も踏まえまして、十分説明を願いたいというのが京都府の1つ目の意見でございます。

2つ目が、宇治川沿川の治水対策を進めるためにも、瀬田川の洗堰の全閉操作維持とか、天ヶ瀬ダムの再開発、また宇治川の塔の島地区の改修を今後ともしっかりと講じてもらいたいということでございます。

以上でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

ありがとうございました。

それでは、他にご意見ございませんでしょうか。宇治市さん、お願いします。

○宇治市長代理（理事 ○○）

宇治市でございます。

本市におきましては、平成24年京都府南部地域豪雨災害でございますとか、平成25年の台風18号によりまして大きな被害を受けたところでございます。その節には、国土交通省はじめ、京都府など関係機関のご支援、ご協力をいただきまして、この場を借りて厚く御礼申し上げたいと思います。

特に、直轄河川に関して申し上げますと、平成25年の台風18号でございますが、宇治川の水位が計画高水位を超えまして、6万2000人もの市民に避難指示を発令するに至りまして、大変強い危機感を感じたところでございます。その際には、瀬田川洗堰の全閉操作でございますとか、天ヶ瀬ダムの洪水調節などによりまして、宇治市域の氾濫被害の発生が防がれたところでございまして、天ヶ瀬ダムの直下流に市街地が形成されている本市といたしましては、ダムの有利性を身を持って知りましたし、その必要性、重要性を再認識したところでございます。

本日、ご提示いただきました最も有利とされた「大戸川ダム案」につきましては、現在実施されております天ヶ瀬ダム再開発、これと一体となって、淀川本川の水位を下げることで宇治川の水位を低減させる効果があるとされておりまして、宇治市域はじめ、流域の治水安全度が増すものと期待をしております。

一方では、近年の気象状況を踏まえますと、宇治川沿川の治水対策というのは急務と考えてございまして、平成30年度の完成が見込まれております天ヶ瀬ダム再開発事業でございますとか、塔の島地区改修事業、そして、昨年12月の社会資本整備審議会の答申においても、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえた堤防強化対策などを着実に推進していただくことが大変重要と考えているところでございます。このような整備によりまして、治水安全度が向上いたしまして、その結果が市民生活の安全につながるものと考えているところでございます。

こうしましたことから、まずは現在進められている事業の一日も早い完成とともに、洪水調節機能が十分に発揮できますよう、適切なダム等の維持管理、放流操作をお願い申し上げたいと思います。その上に立ちまして、引き続き総合的な治水対策についてご検討いただきつつ、大戸川ダムにつきましては、今後予定されている手続を速やかに進めていただきまして、本体工事の早期の事業着手に向けましてご尽力賜わりたいと存じます。よろ

しくお願いいたします。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

ありがとうございました。

他にご意見ございませんでしょうか。大津市さん、どうですか。

○大津市長代理（副市長 ○○）

大津市でございます。本日、こういった形で大戸川ダムの建設事業の検証をしていただいたわけでございますが、大津市は大戸川流域の治水の安全度を第一優先に考えるという立場でございます。こうしたことから、今後とも、県とも連携して取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

ありがとうございました。

それでは、他にございませんでしょうか。甲賀市さん、よろしいですか。

○甲賀市長代理（副市長 ○○）

甲賀市でございます。上流域の甲賀市といたしましては、この建設コスト、また事業の進捗、こうしたことを考えますと、現行計画の「大戸川ダム案」、これを進めていくのがいいのではないかと、このように認識しております。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

ありがとうございました。

それでは守口市さん、よろしいでしょうか。

○守口市長代理（下水道部 下水道部長 ○○）

皆様のご意見いろいろお伺いしましたけれども、淀川流域全体の治水安全度向上という面から、今回、大戸川ダムの検討結果が出たということで、一刻も早く全体の安全度が上がるように早期の着工をお願いしたいと思っております。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

ありがとうございました。ご出席の皆様からその他のご意見はございませんでしょうか。

それでは、○○滋賀県知事のご発言もございましたが、国土交通省といたしましては、関東・東北豪雨を踏まえ、昨年12月に策定した「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づいて、全ての直轄河川において、河川管理者と関係自治体からなる協議会などを新たに設置して、減災のための目標を共有して、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進

していくこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議論を整理させていただきます。

検証対象ダムの目的別の総合評価において、洪水調節は、最も有利な案は「大戸川ダム案」となりました。大戸川ダムは、洪水調節のみを目的とする洪水調節専用ダムですので、洪水調節の総合評価結果をもって総合的な評価の結果となり、総合的な評価の結果としては、最も有利な案は「大戸川ダム案」であるとさせていただきます。

なお、大戸川ダムは、淀川水系河川整備計画において、「ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」となっていますので、これについては、別途、淀川水系河川整備計画の変更の検討が必要となります。

5. その他

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

本日は、構成員の皆様より貴重なご意見をいただきまことにありがとうございました。ダム検証の今後の予定について説明いたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 ○○）

資料－9をごらんいただきたいと思います。1ページのほうにフローをつけさせていただいております。このフローの中でこれから、関係住民、学識経験を有する者、あるいは地方公共団体の長のご意見を聞いた上で検討主体としての対応方針（案）を決定することとなります。その後、国土交通本省のほうへ報告をいたしまして、最終的な方針の決定は、国土交通本省においてなされるということになります。なお、関係住民への意見聴取につきましては、住民の意見を聞く場を開催させていただく予定でございます。詳細については、決まり次第お知らせをすることとさせていただきます。また、ご意見を補足する手段といたしまして、電子メール等も活用した意見募集もあわせて実施することとしております。また、関係地方公共団体の長への意見聴取につきましては、大戸川ダム建設事業に関する滋賀県知事さん、京都府知事さん、大阪府知事さんに意見をお聞きする予定でございます。

説明は以上でございます。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 ○○）

ただいまの説明のように、検証を進めていく上で手続きが続きますので、皆様方におか

れましても、引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の議事は全て終了いたしました。議事進行にご協力いただき、まことにありがとうございました。最後に、閉会に当たりまして、検討主体である国土交通省近畿地方整備局長の〇〇からご挨拶を申し上げます。

○近畿地方整備局 局長（〇〇）

きょうは大変お忙しい中、この大戸川ダム建設事業の検討の場、幹事会にご出席をいただきまして、また貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。近畿地方整備局としましては、関係府県さん、それから市と連携を図りまして、できるだけ早く円滑にこの検証作業を進めまして、大戸川ダム建設事業の対応方針（案）をまとめていきたいというふうに考えてございます。

皆様には、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

○事務局（近畿地方整備局 河川部長 〇〇）

それでは、これにて、第1回大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場、及び第3回幹事会を閉会いたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

[午前10時59分 閉会]